

南知多町公用車広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が所有する公用車に、民間企業等の広告を有料で掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関して、南知多町広告掲載要綱（平成23年南知多町告示第6号。以下「要綱」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告掲載車両、募集台数、広告の規格、掲載位置、掲載料金は、次のとおりとする。

広告掲載車両	募集台数	広告の規格 (最大) 縦×横 (cm)	掲載位置	掲載料金 (1台につき)
軽四貨物自動車	7台	50×50	後部ドアの両	1,500円/月
小型貨物自動車	5台		側面	

(広告の募集方法)

第3条 広告の募集は、町の広報誌、WEBページ等による公募を原則とする。ただし、その他の方法によることが適当であると認められる場合は、この限りでない。

(広告の掲載方法)

第4条 広告の掲載は、特殊フィルムの貼付によるものとし、車両塗装は行わないものとする。

2 前項の特殊フィルムは、広告の掲載期間中における車両からの剥離又は広告の撤去に際して車両塗装の剥離が発生しない材質としなければならない。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、原則として町長が定める日から当該年度末までと

する。

2 前項の掲載期間は、更新することができる。

3 第1項の掲載期間には、広告の掲載及び撤去並びに法令の規定による当該広告掲載車両の定期検査等に要する期間を含むものとする。

(広告デザインの制限)

第6条 広告は、要綱第3条及び南知多町広告掲載審査基準（平成23年3月1日施行。以下「基準」という。）に定めのあるもののほか、次の各号に該当しないものとする。

(1) 道路交通上の安全を阻害するおそれのあるもの

(2) 車両運行上の支障となるもの

(3) 地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの

(4) 都市景観との調和を損なうもの

(5) 周囲の運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫とさせるおそれのあるもの

(広告の申込み)

第7条 広告掲載を希望する者又は広告掲載期間の更新を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、南知多町公用車広告掲載申込書（様式第1号）に広告掲載案等を添えて、指定する期間内に町長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 前条で申込書を受理したときは、要綱第3条及び基準の規定に基づき広告の内容を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項において、広告掲載希望者の数が募集した枠数を超えるとき、又は同一の枠に2以上の広告掲載の申込みがあったときは、別に定める方法により選定する場合を除き、抽選により決定するものとする。

3 前2項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、その結果及び掲載内容並びに条件等について広告掲載希望者に南知多町公用車広告掲載決定

通知書（様式第2号）を交付するものとする。

（広告の掲載）

第9条 広告主は、要綱、本要領その他町の指示に従い、広告掲載を行うものとする。

2 広告の車両への掲載、撤去作業の日程は町の指示に従うものとする。

（広告内容の変更）

第10条 広告主は、掲載期間中に当該広告の内容を変更しようとするときは、南知多町公用車広告掲載内容変更届（様式第3号）により、変更を希望する日の10日前までに町長に届け出て、町の審査を受け、その承認を得なければならない。

（広告掲載料の納入）

第11条 広告主は、広告掲載料を町が指定する期日までに一括納入するものとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

（広告の作成等の費用負担）

第12条 広告の作成、掲載及び撤去作業は、広告掲載者の責任において行い、その費用は、広告掲載者が負担する。

2 広告の撤去作業等により車両塗装の剥離が生じた場合は、広告掲載者の責任において原状回復するものとする。

（広告物の修復）

第13条 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に町の責に帰する事由により広告の破損等が生じた場合は、町が原状復旧するものとする。

2 経年に起因する広告物の劣化については、町は責を負わない。

（広告内容等の変更）

第14条 広告の内容、デザイン等が要綱第3条及び基準に抵触していると判断されるときは、町は広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第15条 町は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに掲載している広告を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 前条の規定による広告内容等の変更を広告主が行わないとき。
- (3) 広告主が虚偽の申請をしたとき。
- (4) その他車両への広告掲載が適切でないと町が判断したとき。

2 前項の規定により広告掲載の取消しの決定をしたときは、広告主に南知多町公用車広告掲載取消通知書(様式第4号)を交付するものとする。

3 第1項の規定により広告掲載の取消しをした場合は、町は広告主に対し、その賠償の責を負わないとともに、納入された広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取下げ)

第16条 広告主は、自己の都合により車両への広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は広告掲載の取下げを希望する日の1週間前までに南知多町公用車広告掲載取下届(様式第5号)を町長に提出するものとする。

(広告掲載料の返還)

第17条 納入された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定により広告掲載料の返還を受けようとする者は、南知多町公用車広告掲載料還付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により広告掲載料を返還する額は、広告掲載ができなくなった日の属する月から広告掲載の終了日の属する月までを月割計算で積算した額とする。

4 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(雑則)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。